令和８年（フ）第１１７５号
千葉県市川市八幡３丁目９番23号　（美咲ハイツ101号）
債務者　成田　慎治
1　決定年月日時　令和８年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月９日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１１８３号
千葉県習志野市大久保２丁目17番11―104号
債務者　清水　裕子
1　決定年月日時　令和８年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月９日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１１８５号
千葉市花見川区宮野木台１丁目24番20号
債務者　岡山　幸平
1　決定年月日時　令和８年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月９日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１１９１号
千葉県船橋市本町２丁目19番16号　さくら船橋ハウス
債務者　有川　健二
1　決定年月日時　令和８年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月９日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１１９９号
千葉県市川市東菅野１丁目２番13号　（ひかり荘205号）
債務者　宮崎加奈子
1　決定年月日時　令和８年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月９日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１２０８号
千葉県市原市椎津738番地５
債務者　伊藤あゆみ
1　決定年月日時　令和８年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月９日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１２３６号
千葉市稲毛区稲丘町28番３号　ランドフォレスト稲毛102号
債務者　北爪　万里
1　決定年月日時　令和８年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月９日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１２９７号
千葉市中央区栄町41番２号　ビラサカエ403号
債務者　伊藤　雄紀
1　決定年月日時　令和８年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月９日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第７４８号
神戸市東灘区深江南町１丁目８番22―303号、従前の住所神戸市東灘区深江本町３丁目３番27―705号
債務者　平岡伊勢美
1　決定年月日時　令和８年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月９日まで
神戸地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第４７号
兵庫県揖保郡太子町鵤600番地５
債務者　中村　礼子
1　決定年月日時　令和８年８月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月９日まで
神戸地方裁判所龍野支部

令和８年（フ）第９６号
栃木県栃木市藤岡町甲374番地、前住所埼玉県新座市新堀二丁目17番７号　コズカソレイユ103号室
債務者　阿部恵里那
1　決定年月日時　令和８年８月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月13日まで
宇都宮地方裁判所栃木支部

令和８年（フ）第８５３号
京都市山科区勧修寺堂田13番地の１　９―405
債務者　塩谷　清次
1　決定年月日時　令和８年８月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月13日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第９３１号
京都市北区紫野南舟岡町15番地２　クラスカ西陣301号
債務者　翠宏織・翠洸織こと　齊藤　喜雄
1　決定年月日時　令和８年８月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月13日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第９３２号
京都市北区紫野南舟岡町15番地２　クラスカ西陣301号
債務者　齊藤　良江
1　決定年月日時　令和８年８月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月13日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第１１８号
島根県松江市宍道町東来待1269番地
債務者　土江　理沙
1　決定年月日時　令和８年８月６日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月13日まで
松江地方裁判所民事部

令和８年（フ）第４８号
山口県周南市大字久米2963番地の35
債務者　岩本陵太郎
1　決定年月日時　令和８年８月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月13日まで
山口地方裁判所周南支部

令和８年（フ）第５０号
山口県周南市慶万町９番Ｇ―302号
債務者　能見　紀子
1　決定年月日時　令和８年８月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月13日まで
山口地方裁判所周南支部